

平成30年7月豪雨災害や島根県西部地震などへの対応

- 平成30年分確定申告に向け、平成30年11月以降、所得税の減免措置等に係る制度周知説明会や個別相談会を開催し、雑損控除等に関する制度（手続）等の広報、周知及び相談を実施してきたところです。
- 平成30年分確定申告では、**被災された納税者の方**が雑損控除等を適用することにより、申告件数や相談時間の増加が見込まれるため、**雑損控除や災害減免法等に関する相談**については、**2月15日以前**でも、税務署窓口においてご相談を受け付けているほか、一部の署では署外会場で相談会等を開催しています。

詳しくは、最寄りの税務署へお問い合わせください。

災害により住宅や家財などに被害を受けた方へ

災害によって、住宅や家財などに被害を受けた方は、次のような税制上の措置があります。

- ① **雑損控除**
- ② **災害減免法による所得税の軽減免除**

詳しくは、次頁へ

申告・相談に当たって必要な書類

No,	必要書類	具体例等
1	り災証明書あるいは被災証明書	—
2	被害を受けた家屋・土地の所有者、取得時期、取得価額、面積のわかるもの	工事請負契約書、登記事項証明書、固定資産税明細書など
3	被害を受けた車両や家財等の取得時期、取得価額のわかるもの	売買契約書、領収書など
4	被害を受けた資産に係る修繕費、取り壊し費用、除去費用などがわかるもの	領収書、請求書、見積書など
5	被害を受けた資産について、保険金や補助金などを受け取った場合（見込まれるものを含む）、その金額がわかるもの	支払通知書、通帳の写しなど
6	平成30年分の所得金額や所得控除のわかるもの	源泉徴収票、青色申告決算書、収支内訳書など
7	生計を一にする親族に所得金額が38万円を超える方がいる場合には、その方の平成30年分の所得金額がわかるもの	源泉徴収票、青色申告決算書、収支内訳書など

災害により住宅や家財などに被害を受けた方

災害により住宅や家財などに被害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けられる場合があります。これらの2つの方法には、次のような違いがあります。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産（注1）	住宅又は家財の損失額（注2）が、その価額の2分の1以上である場合								
控除額の計算又は所得税及び復興特別所得税の軽減額	<p>控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額です。</p> <p>① 損失額（注2） - 所得金額の10分の1</p> <p>② 損失額（注2）のうち災害関連支出の金額 - 5万円</p> <p>※「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取り壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。</p>	<p>軽減額等は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">その年分の所得金額</th> <th style="width: 70%;">所得税及び復興特別所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。 ・災害関連支出の金額に係る領収書は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります。 ・災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出、住宅や家財などの原状回復のための支出（資産が受けた損失の金額を除きます。）、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年（やむを得ない事情がある場合には3年）以内に支出したものが対象となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として被害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限りません。 ・減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。 								

（注1） 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。
 なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。

（注2） 資産に生じた損失の金額から保険金などによって補填される金額を控除した金額をいいます。

災害により事業用資産などに被害を受けた個人事業者の方

災害により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方は、その損失の金額を事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます（保険金などにより補填される部分の金額は、必要経費に算入されません。）。

また、損益通算してもなお引ききれなかった損失の金額（以下「純損失」といいます。）がある場合には、次のように取り扱います。

- ・ 青色申告の場合
 純損失の金額を、その年の前年に繰り戻して還付の請求をするか、又はその年の翌年以後3年間に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます。
- ・ 白色申告の場合
 純損失の金額のうち被災事業用資産の損失の金額があるときは、その部分の金額は、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます。

平成 30 年分の贈与税の申告について

平成 30 年 1 月 1 日から同年 6 月 27 日までの期間において、下表の特定地域内の土地等の贈与を受けた方は、**贈与税の申告期限が平成 31 年（2019 年）5 月 7 日(火)まで延長**されます。

また、平成 30 年中に下表の特定地域内の土地等の贈与を受けた方は、平成 30 年分の路線価等に「**調整率**」を乗じて計算した価額を基に、贈与税の申告をすることができます。

都道府県名	特 定 地 域	都道府県名	特 定 地 域
岐阜県	関市	山口県	岩国市、光市
京都府	福知山市、綾部市	徳島県	三好市
兵庫県	神戸市、宍粟市	愛媛県	県内全域
島根県	江津市、邑智郡川本町	高知県	宿毛市、香南市、幡多郡大月町
岡山県	県内全域	福岡県	北九州市、久留米市、飯塚市、嘉麻市
広島県	県内全域	佐賀県	三養基郡基山町

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署へお問い合わせください。



- 申告相談会場は、“**2月18日**”から開設しております。
- 署外会場を開設している場合、税務署での確定申告の相談は行っておりません。

●平成30年分確定申告の受付期間

所得税等	平成31年2月18日(月) ~ 平成31年3月15日(金)
個人事業者の消費税	平成31年1月4日(金) ~ 平成31年4月1日(月)
贈与税	平成31年2月1日(金) ~ 平成31年3月15日(金)

(注1) 所得税等の還付申告書は、上記の期間前でも提出することができます。

(注2) 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、相談・申告書の受付は行っていません。**一部の申告会場**では、**2月24日と3月3日**に限り日曜日も相談・申告書の受付を行います。

(注3) 贈与税について、一定の条件を満たす方は、平成31年(2019年)5月7日(火)が申告期限となります。詳しくは、3ページをご参照ください。

●平成30年分確定申告に係る納期限・振替日

	納 期 限	振 替 日
所得税等	平成31年3月15日(金)	平成31年4月22日(月)
個人事業者の消費税	平成31年4月1日(月)	平成31年4月24日(水)
贈与税	平成31年3月15日(金)	

(注1) 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。

(注2) 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。

(注3) 贈与税については、上記(注3)と同様に、納期限が延長となります。

確定申告会場は 2月18日(月)から 開設します

※ 2/18 以降の確定申告会場の開設直後は大変混み合います。
是非、ご自宅で申告書の作成をお願いします。

なお、2/15 以前でも、郵送による提出・窓口への提出及び
災害により被害を受けられた方の事前相談は受け付けております。

いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、
スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。
さらに、平成31年1月からは…

スマホから



スマホで見やすい専用画面

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの
寄附金控除を受けるために申告する方は、スマホ専用画面を
ご利用いただけます！



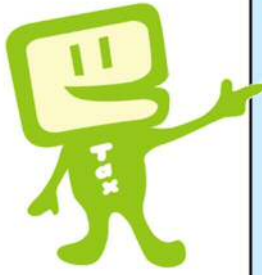
パソコンから



ID・パスワード方式で申告完結

- ID・パスワード方式を利用して e-Tax で送信すれば申告完了！
- e-Tax で送信すれば、源泉徴収票などの 添付書類は提出不要！
- 申告書の控えは PDF 形式で スマホやパソコンに保存！
※ 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
(国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。)



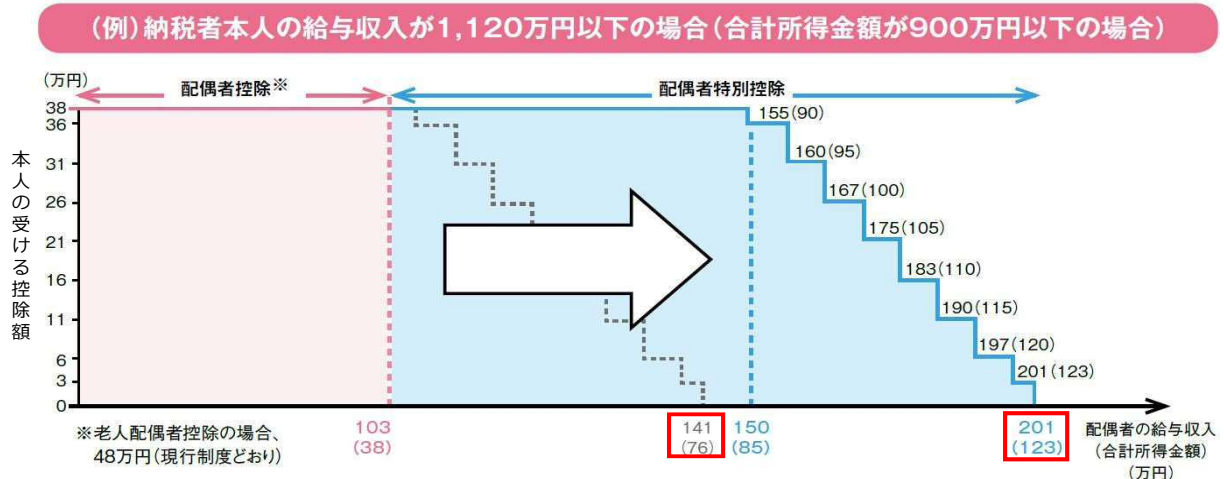


配偶者（特別）控除が変わります！

- ①控除対象となる配偶者の範囲が拡大されました。
- ②納税者本人が高所得者である場合の配偶者控除が廃止・縮減されました。

（控除対象となる配偶者の範囲の拡大）

- 控除対象となる配偶者の範囲について、配偶者の給与収入金額の上限が141万円から201万円（合計所得金額ベースでは76万円から123万円）に拡大されました。



（納税者本人が高所得者である場合の配偶者控除の廃止等）

- 納税者本人が高所得者である場合の配偶者控除が廃止・縮減され、配偶者（特別）控除の控除額は、納税者本人と配偶者の給与収入金額（合計所得金額）に応じて、以下のとおりとなりました。

配偶者の給与収入（合計所得金額） → （単位：万円）

納税者本人の給与収入（合計所得金額）	配偶者控除※	配偶者特別控除									
	~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (123~)
~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が、①~1,120万円（~900万円）の場合、控除額48万円、②1,120~1,170万円（900~950万円）の場合、控除額32万円、③1,170万円~1,220万円（950~1,000万円）の場合、控除額16万円、④1,220万円超（1,000万円超）の場合、適用なし。

スマホ × 確定申告

スマート申告が始まります！

- ① スマートフォンでも申告書を作成
- ② 必要項目を入力すれば税金を自動計算
- ③ 申告書の提出は自宅から e-Tax で送信



- 確定申告書は、国税庁ホームページの**確定申告書等作成コーナー**を利用して**自宅で作成**できます。
画面の案内に従って必要な項目を入力すれば、**税金を自動的に計算**でき、**計算誤りの心配もありません**ので、是非ご利用ください。
- **確定申告書等作成コーナー**は、**スマートフォン**でも操作ができますので、時間や場所を気にする必要がありません。
特に、**サラリーマンの方の還付申告**については、スマートフォンに適したデザインの**専用画面**を提供しています（操作方法等は別紙をご覧ください。）。
※ 専用画面は、年末調整済みの給与所得者（1か所からの支払のみ）で医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除を適用して還付申告をする方がご利用いただけます。
- 作成した申告書は、**e-Tax で送信（電子申告）**すれば、**税務署に行くことなく申告手を完了**できます。
e-Tax で送信（電子申告）する場合、源泉徴収票や保険料控除証明書などの**添付書類を提出いただく必要はありません**^(注)し、**還付金も早く受け取ることができる**というメリットがあります。
(注) 住宅ローン控除関係書類など一定の書類については提出が必要です。
なお、提出を省略した添付書類は、法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

- e-Tax の送信方式は、「**マイナンバーカード方式**」と「**ID・パスワード方式**」から**選択**できるようになりました。

ご用意いただくものは次のとおりです。

マイナンバーカード方式	ID・パスワード方式
<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカード ● ICカードリーダーライター（マイナンバーカードの電子証明書を読み取るための機器） 	<p>「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたe-Tax用の</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ID（利用者識別番号） ● パスワード（暗証番号）

※ ID・パスワード方式は暫定的な方式であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

- スマートフォンでも **ID・パスワード方式**を利用して **e-Tax で送信（電子申告）** することができます。
- 平成 30 年 1 月以降、**確定申告会場にお越しになられた方**で、既に ID・パスワード方式の届出を提出された方は、「**ID・パスワード方式の届出完了通知**」が申告書の控えと一緒に**つづら**れている場合がありますので、ご確認ください。
- **e-Tax をご利用になれない方**は、申告書をプリンタ^(注)で**印刷し、税務署へ郵送**してください。

確定申告書等作成コーナーで申告書を作成すれば、**税務署の所在地も自動的に印刷**されますので便利です。

(注) コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）をご利用いただくことも可能です。

平成31年（2019年）1月から

いつでもどこでもスマホで申告 ～5つのステップで手続完結！～



Android™の方のみ 事前にインストール



Google Play™から
Adobe®Acrobat®Reader®
をインストールしてください。

STEP 1 作成コーナーへアクセス

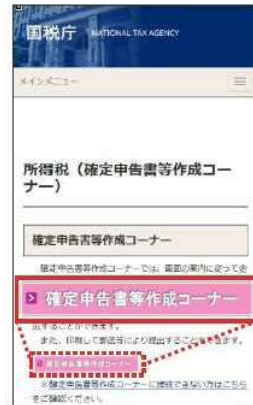
iPhoneの方



Androidの方



インターネットを開いて、「作成コーナー」と検索してください。



「確定申告書等作成コーナー」のバナーをタップしてください。



「作成開始」をタップしてください。

STEP 2 提出方法などを選択

申告内容の選択



収入や適用を受ける控除などについて、いくつかの質問に「はい」・「いいえ」でお答えください。

提出方法の選択



「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、「e-Tax」を選択してください。お持ちでない方は「書面」を選択してSTEP3へ
※ ID・パスワード方式の届出完了通知の発行については、裏面をご覧ください。

ID・パスワードの入力

ID（利用者識別番号）
1234567812345678
パスワード（暗証番号）
a12345678

完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。

STEP 3 金額などを入力

収入の入力



給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

控除の入力



医療費の領収書や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。

氏名等の入力



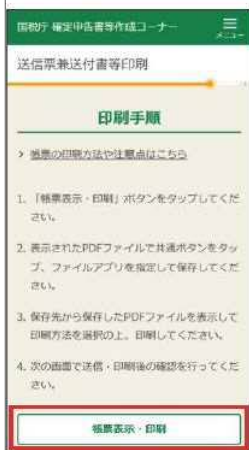
氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。
提出方法が「書面」の方はSTEP5へ

STEP 4 送信



e-Taxで送信して申告は完了です。

STEP 5 申告書データを保存



印刷画面まで進んだら「帳票表示・印刷」をタップしてください。
※ 申告内容によって表示画面が異なる場合があります。

※ 提出方法が「書面」の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で印刷し、郵送等で提出してください。

iPhone



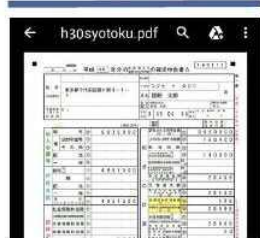
申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。

「ファイル」アプリを指定してデータを保存してください。



保存したデータは「ファイル」から後で確認できます。

Android



申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。



保存したデータは Adobe® Acrobat® Reader® から後で確認できます。

i ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

QRコードを利用したコンビニ納付ができるようになります。

平成31年(2019年)1月以降、確定申告書等作成コーナー及び国税庁ホームページの納付用QRコード作成専用画面からコンビニエンスストアで納付するためのQRコードの作成(印刷)が可能となります。

※ 納付ができるコンビニエンスストアや作成方法などについては、平成31年(2019年)1月までに、国税庁ホームページでお知らせします。

申告手続等にはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が毎回必要です。

・本人確認書類とは、例1：マイナンバーカード
例2：通知カード及び運転免許証 など

・e-Taxを利用すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は**不要**です。

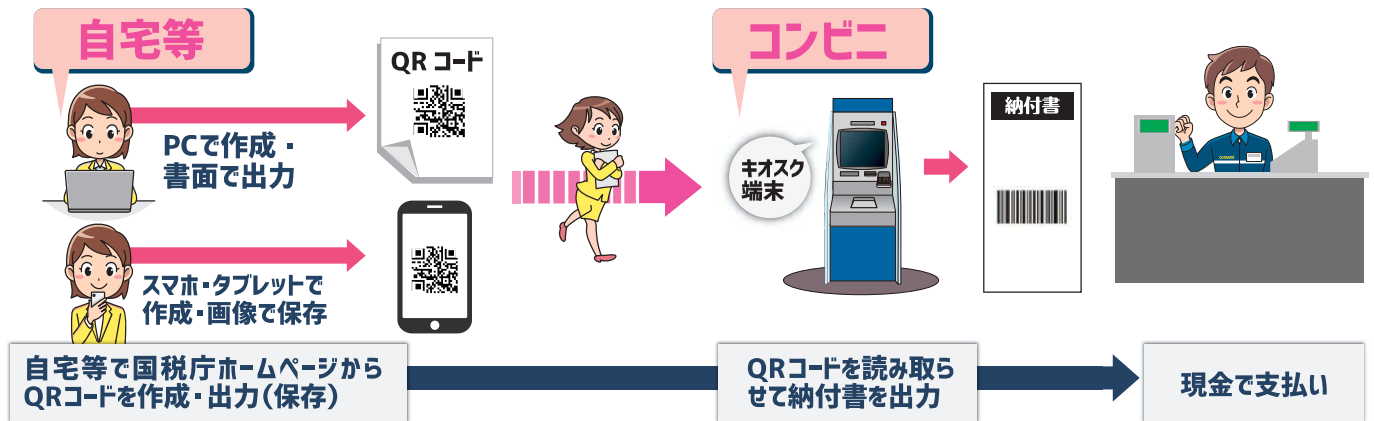
- ※ ご利用には別途通信料がかかります。
- ※ このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
- ・ iPhone、Safariの名称及びそのロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
- ・ Android、Google play、Google play ロゴ、Chrome、Chromeロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。
- ・ Adobe Acrobat Reader、Adobe Acrobat Reader ロゴは、Adobe Systems Incorporated (アドビ システムズ社)の商標です。
- ・ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

QRコード

コンビニ納付に **新たな方法** が加わります！

を利用したコンビニ納付を開始します

平成31年1月4日から新たに『QRコード』を利用したコンビニ納付が可能となります！
お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット端末を使って、納付に必要な情報（氏名や税額など）を『QRコード』として作成し、お近くのコンビニエンスストアで納付することができます。



QRコードの作成方法については、裏面をご覧ください →



納付書の取得のために税務署の窓口に出向く必要がありません！

24

利用可能なコンビニエンスストア



●ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ
(いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)

●ファミリーマート

(「Famiポート」端末設置店舗のみ)



利用可能税目

全ての税目

(ただし、所得税徴収高計算書により源泉所得税を納付する場合等、ご利用できない税目があります。)

◎ご利用に当たっての注意事項

- 納付できる金額は30万円以下となります。 ※納付金額が30万円を超えるQRコードは作成できません。
- 領収証書は発行されません(払込金受領証は発行されます。)
- 金融機関や税務署の窓口では、QRコードによる納付はできません。
- コンビニエンスストアでの納付は現金のみとなります。 ※クレジットカード・電子マネーはご利用できません。
- QRコードによるコンビニ納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。

※『QRコード』は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

QRコードの作成方法

方法1 確定申告書等作成コーナー（申告書とQRコードを併せて作成する方）

確定申告書等作成コーナーを利用して所得税、消費税、贈与税の申告書を作成する際に、『住所・氏名等入力』画面において、「コンビニQR納付」欄の「納付用QRコードを作成する」にチェックすることで、申告書と併せてQRコードを作成できます。

※申告納税額が30万円を超える場合や還付の場合は、「コンビニQR納付」欄は表示されません。

方法2 国税庁HPのコンビニ納付用QRコード作成専用画面（QRコードのみを作成する方）

納付情報の入力

利用者情報 *は必須入力の項目です。

氏名(名称)漢字*
例) (個人) 国税 太郎
例) (法人) 株式会社コクセイ商事

氏名(名称)カナ*
例) コクセイ タロウ
例) カブシキガイシャコクセイショウジ

郵便番号 (半角数字)
例) 1000013

住所(所在地)*
例) 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話番号* - - (半角数字)
例) 固定電話 00-1234-5678
例) 携帯電話 000-1234-5678

整理番号 (半角数字)
例) 01234567

納付先税務署* 郵便番号から検索します
直接入力した場合、前方一致で税務署の一覧を表示します

納付内容

納付税目* ③

課税期間(自)* 年

申告区分*

本税額 円 (半角数字、「,」不要)

加算税額 円 (半角数字、「,」不要)

重加算税額 円 (半角数字、「,」不要)

利子税額 円 (半角数字、「,」不要)

延滞税額 円 (半角数字、「,」不要)

合計額* 円 (半角数字、「,」不要)

⑤

納付に必要な情報(住所・氏名・納付税目・納付金額等)を入力することで、QRコードを作成できます。



右のコードからもアクセスできます。 → http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/conveni_qr_nofu/index.htm

1. 「作成開始」をクリック

2. 納付情報の入力

利用者情報の入力

- ① 氏名(名称)漢字、氏名(名称)カナ、郵便番号、住所(所在地)、電話番号、整理番号を入力します。
※電話番号は、日中にご連絡のとれる番号を入力してください。
※整理番号がご不明な場合は空欄のまま構いません。

- ② 納付先税務署を入力します。
「お近くの税務署」ボタンを押すと、①で入力した郵便番号から検索した都道府県内の税務署を選ぶこともできます。

納付内容の入力

- ③ 納付税目をプルダウンメニューから選択します。
- ④ 申告書等を確認の上、課税期間、申告区分、納付税額を入力(選択)します。
例)平成30年分の申告所得税及復興特別所得税の確定申告の場合
・課税期間(自):平成30年
・申告区分:確定申告
・本税額:10,000円
・合計額:10,000円

- ⑤ 「次へ」ボタンをクリック

3. 納付情報の確認後、「QRコード作成」ボタンをクリック

4. 「コンビニ納付用QRコード印刷」ボタンをクリック

コンビニ納付用 QR コード

表示されたQRコードをコンビニエンスストアの端末で読み取り、端末から出力されるバーコードをレジ(窓口)にお持ちいただき、現金で納付してください。なお、QRコードを印刷して使用する場合は、「コンビニ納付用QRコード印刷」ボタンをクリックしてください。

Loppi 端末用 QR コード
ご利用可能なコンビニエンスストア
ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ

Fami ポート端末用 QR コード
ご利用可能なコンビニエンスストア
ファミリーマート

詳しくは、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

確定申告書には、

- ① マイナンバーの記載
- ② 本人確認書類の提出等

をお忘れなく！！

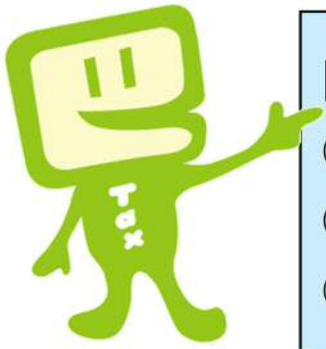


- 確定申告書には、申告するご本人の「**マイナンバーの記載**」及び「**本人確認書類の提示又は写しの添付**」が必要です。
※ ご自宅等から確定申告書を**インターネット（e-Tax）**で送信する場合、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。
- 確定申告書に、**配偶者・扶養親族・事業専従者**について記載する場合には、これらの方の「**マイナンバーの記載**」も必要です。
※ これらの方の本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。
- **本人確認書類**とは、次の書類をいいます。
 - ① **マイナンバーカード**
又は
 - ② 次の「**番号確認書類**」と「**身元確認書類**」

番号確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
● 通知カード
● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限りです。)
などのうちいずれか1つ



身元確認書類
《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
● 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証
● パスポート ● 身体障害者手帳
● 在留カード
● お持ちの方は、税務署から送付される「確定申告のお知らせ」はがき
などのうちいずれか1つ



医療費控除について

- ① **領収書の提出は不要**です。
- ② **明細書（集計表）の提出が必要**です。
- ③ **セルフメディケーション税制**をご存知ですか。

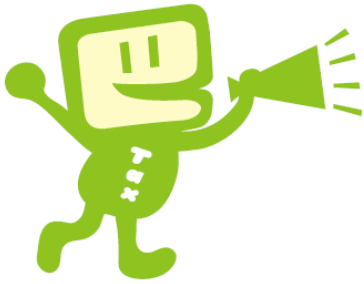
（通常の医療費控除）

- 医療費控除の申告において、**医療費の領収書の提出は不要**です。自宅で**5年間保存**してください。
- 代わりに、**医療費控除の明細書（集計表）の提出が必要**です。
- 健康保険組合等から**医療費通知**の交付を受けている方は、これを提出することにより、**医療費控除の明細書（集計表）の記載を不要**とできます。

（セルフメディケーション税制）

- 特定の医薬品を購入した場合の医療費控除の特例（**セルフメディケーション税制**）が創設されています。
- **セルフメディケーション税制**の対象となる医薬品には、次の**共通識別マーク**が表示されていますのでご確認ください。





忘れていませんか、その所得！

特に、以下の副収入の申告漏れにご注意ください。

● **ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得**

(具体例)

① **衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得**

※ただし、生活に使用した資産の売却による所得は非課税（確定申告は不要）

② **自家用車などの貸付けによる所得**

③ **ベビーシッターや家庭教師などの副業による所得**

● **ビットコインをはじめとする仮想通貨の売却等による所得**

● **競馬等のギャンブルから生じた所得**

※ 上記の所得を含め年末調整を受けた給与所得以外の所得が **20万円以下** のサラリーマンの方は、**確定申告は不要**です。

医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）などの適用を受ける場合は、20万円以下であっても確定申告が必要です。

仮想通貨の所得が簡単に計算できるようになりました。

※仮想通貨の計算書（Excel）は、国税庁HPに掲載しています。

年間取引報告書

氏名 国税 太郎 様

発行者 A 交換所

《現物取引》

通貨名	①年始数量	②年中購入数量	③年中購入金額	④年中売却数量	⑤年中売却金額	⑥移入数量	⑦移出数量	⑧年末数量
ビットコイン		5.0	3,000,000	1.0	1,000,000		1.0	3.0

《証拠金取引》

通貨名	⑨損益合計	通貨名	支払手数料
ビットコイン	500,000	ビットコイン	10,000

【仮想通貨の計算書の作成方法】

STEP 1 年間取引報告書の記載項目を入力【青・ピンク・赤・緑の枠囲み】

STEP 2 仮想通貨での決済があれば必要事項を入力【茶色の枠囲み】

STEP 3 前年末の残高があれば年始残高に入力【黒の枠囲み】

STEP 4 売却価額・売却原価・所得金額が自動計算【青字・赤字】

平成 30 年分 仮想通貨の計算書（総平均法用）

氏名 国税 太郎

1 仮想通貨の名称

ビットコイン

2 年間取引報告書に関する事項

取引所の名称	購入		売却	
	数量	金額	数量	金額
A 交換所	5.0	3,000,000	1.0	1,000,000
合計	5.0	3,000,000	1.0	1,000,000

3 上記2以外の取引に関する事項

月	日	取引先	摘要	購入等		売却等	
				数量	金額	数量	金額
10	1	●●電気	決済			1.0	1,000,000
合計				0	0	1.0	1,000,000

4 仮想通貨の売却原価の計算

	年始残高(※)	購入等	総平均単価	売却原価(※)	年末残高・翌年繰越
数量	(A) 0	(C) 5.0	—	(F) 2.0	(H) 3.0
金額	(B) 0	(D) 3,000,000	(E) 600,000	(G) 1,200,000	(I) 1,800,000

※前年の(H)(I)を記載

※売却した仮想通貨の取得価額

5 仮想通貨の所得金額の計算

収入金額		必要経費		所得金額
売却価額	証拠金(差益)	売却原価(※)	手数料等	
2,000,000	500,000	1,200,000	10,000	1,290,000

※売却した仮想通貨の取得価額

【参考】

収入金額計 2,500,000
必要経費計 1,210,000

※色のついたセルに入力します。白色のセルは自動計算されます。



払戻金の支払を受けた方へ

競馬、競輪、オートレース、ボートレースの払戻金は、一時所得として**確定申告**が必要となる場合があります

※次ページの払戻金に係る所得金額の計算方法を参照ください

●払戻金の支払を受けた場合には、次の事項を**ノートなどに控えて**ください

- ①開催日・開催場・レース
- ②払戻金に係る受取額
- ③払戻金に係る投票額

【記載例】

開催日	開催場	レース	受取額	投票額
・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
12/23	〇〇	11R	2,000	1,000

※国税庁ホームページにて、集計用のフォーマットを提供しています

※インターネット投票等の場合は、上記に相当する画面の写し等でも代用可

※投票額が分からない場合は、受取額とオッズなどから計算してください

● 払戻金に係る一時所得の金額は、次の順序で計算します。

- ① 払戻金に係る年間受取額を計算する
- ② 払戻金に係る年間投票額を計算する
- ③ ① - ② - 50万円した金額を計算する
- ④ ③ × 1/2した金額を計算する

※上記④がプラスでない場合などについては、確定申告の必要はありません

● 最後に確定申告書を作成します。
申告書の作成は作成コーナーが便利。

確定申告書は国税庁HP (<http://www.nta.go.jp/>)の確定申告書等作成コーナーを利用して作成できます。

画面の案内に従って必要な項目を入力すれば、税金の額を自動的に計算でき、計算誤りの心配もありませんので、是非ご利用ください。

● ご不明な点やご質問は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※税務署の連絡先は国税庁HPをご覧ください。



ご注意ください！！！！

- ① 住宅ローン控除の誤り
- ② ふるさと納税の申告漏れ
- ③ 予定納税額の記載漏れ
- ④ 添付書類の提出漏れ

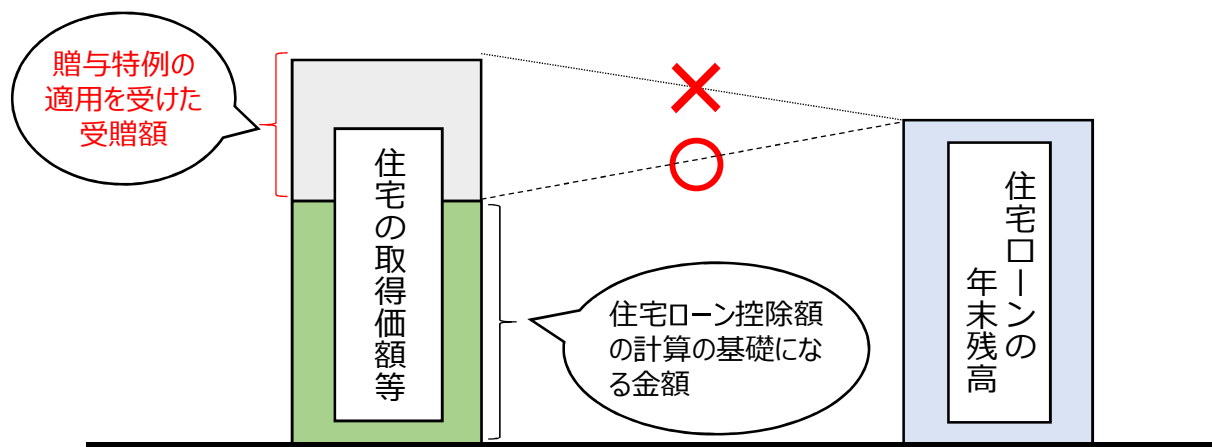
- **住宅ローン控除**について、**次の誤り**にご注意ください。
 - ① 住宅取得等資金の贈与についての**贈与税の非課税特例（贈与特例）**の適用を受けたにもかかわらず、その適用を受けた住宅取得等資金の額を、住宅の取得価額等から差し引いて住宅ローン控除額を計算しなかった。
 - ② 居住していた住宅について、**譲渡特例**の適用を受けたにもかかわらず、住宅ローン控除を受けた。

※ 上記①及び②について、詳しくは次ページを参照ください。
- **ふるさと納税**について、ワンストップ特例を申請された方であっても、「**医療費控除などの確定申告を行う場合**」や「**寄附先が5団体を超える場合**」は、**全てのふるさと納税の申告が必要となります**のでご注意ください。
- **予定納税額**について、**申告書への記載漏れ**にご注意ください。

予定納税額は、税務署から送付された「**予定納税額の通知書**」に記載されています。
- 次の**添付書類の提出漏れ**にご注意ください。
 - ① 給与や年金の「**源泉徴収票**」（原本）
 - ② 住宅ローン控除を受ける場合の「**売買契約書の写し**」、「**登記事項証明書**」や「**年末残高証明書**」など

① 住宅取得等資金の贈与についての贈与税の非課税特例（贈与特例）の適用を受けた場合の住宅ローン控除額の計算誤り

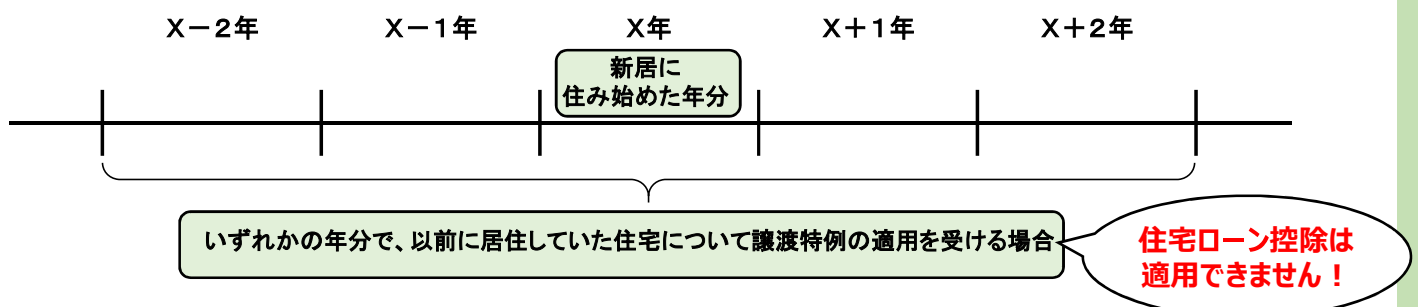
- 住宅ローン控除額は「住宅の取得価額等」と「住宅ローンの年末残高」のいずれか低い方の金額に基づき計算します。
- その際、住宅取得等資金について贈与特例の適用を受けた場合^(注)は、その適用を受けた受贈額を住宅の取得価額等から差し引く必要があります。



(注) 「贈与特例の適用を受けた場合」とは、①住宅取得等資金の贈与税の非課税、②住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例の適用を受けた場合をいいます。

② 住宅ローン控除と譲渡特例との重複適用

- 個人が新居に住み始めた年分及びその前後2年分ずつの計5年の間に、譲渡特例の適用を受ける場合^(注)、その新居について住宅ローン控除の適用を受けることができません。



(注) 「譲渡特例の適用を受ける場合」とは、①居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率の特例）、②居住用財産の譲渡所得の特別控除（3,000万円の特別控除）（被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除を除きます。）、③特定の居住用財産の買換え等の特例、④既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え等の特例、のいずれかの適用を受ける場合をいい、新居に住み始めた年分に住宅ローン控除の適用を受け、その翌年又は翌々年中にその新居を売却して上記①～④の特例の適用を受ける場合を除きます。

ご自宅からの申告をサポートしています！ ～「確定申告特集ページ」のご案内～

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）では、「確定申告特集ページ」を設け、ご自宅からの申告をサポートしています。

確定申告特集ページでは、

- パソコンやスマホで申告書を作成できる「確定申告書等作成コーナー」
- パソコンやスマホで作成した申告書をご自宅から送信できるe-Tax
- お問合せの多い事項のQ&A

などをご利用いただけます。

【確定申告特集ページ】

確定申告書等作成コーナーのリニューアルの主な概要や e-Tax で申告する際の事前準備について重要なお知らせとしてご案内

このページでは、個人の方に向けた所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告に関する情報を提供しています。

重要なお知らせ

確定申告書等作成コーナーが変わりました >

- ・スマートフォンからの申告が便利になりました
- ・e-Tax が更に便利になりました (e-Tax 事前準備のご案内)
- ・トップページなどのデザインが変わりました

申告手続には >

マイナンバーの記載と
本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
e-Tax なら本人確認書類の提示又は写しの添付が不要です

確定申告に関する情報を見る

確定申告情報 >

申告書の作成・提出等様々な情報のご案内

ふるさと納税をされた方へ >

「ワンストップ特例」を適用された方はご注意ください。

動画で見る確定申告 >

確定申告に関する動画がご覧いただけます。

申告書を作成する

確定申告書等作成コーナー

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額など自動計算され、申告書等を作成することができます。

確定申告に関する情報について
分かりやすくご案内

確定申告書等作成コーナー